



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和5年11月22日～令和6年2月29日】

令和5年
11月号

1. 「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まります！

実施期間：令和5年11月22日～令和6年2月29日



今年も寒い季節となってきました。11月中には、気温も氷点下になり、凍結、降雪、積雪する等、冬本番を迎えます。凍結等がなくても、寒さによって身体が凍えて動きが鈍ることもあります。

このようなことから、冬季期間中は、平時の危険に加えて+aで危険が増えることから、より一層の労働災害防止対策に取り組む必要があります。

今年も間もなく「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まります。

期間中における労働災害の発生数は年度によって増減がありますが、減少傾向とはなっておらず、直近3年間は発生数が多い傾向にあります。また、期間中の死亡災害は昨シーズンは“ゼロ”を達成しましたが、直近14シーズンのうち7割以上(10シーズン)で死亡災害が発生しています。

死亡災害はあってはならないもの、誰もが起こしたくないものですが、このことを自分たちの職場で確実なものとするため、積極的な災害防止への取り組みをお願いします。



2. 「いわて年末年始無災害運動」の準備をお願いします！

実施期間：令和5年12月1日～令和6年1月31日
【準備期間：令和5年11月1日～令和5年11月30日】

本年も「いわて年末年始無災害運動」を展開し、期間中の労働災害、特に冬季特有災害の防止のための取り組みを推進していきます。また、11月は準備期間となっています。事業場の皆様におかれましては、下記の冬季特有災害防止対策への取り組みをお願いします。



1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- 滑り難い靴等の着用徹底。
- 作業時のヘルメットの着用。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
- 余裕を持った車両運行計画の作成。
- 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
- 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
- ブラックアイスバーンを予測した運転。
- 運転席を離れる際の車輪止めの設置

3 雪降ろしの際の災害の防止

- 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
- 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全带）・ヘルメット等）の徹底。
- 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
- ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
- 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
- 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
- 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
- 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

- 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
- 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
- 雪崩による危険防止。
- 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
- 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
- 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。



3. 早めの準備を!!



昨シーズンの1月下旬にある地域で安全パトロールがあり、その日は遅い初積雪でした。冬季特有災害の対応状況を聞くと、天気予報を見て数日前に大慌てで除雪道具や融雪剤の取り寄せに努めたものの取り寄せることができなかったということでした。ただ、本来であればいわて年末年始無災害運動の準備期間が11月に設定されていますので、この期間中に道具類は準備すべきことであり、1月下旬になるまで何もしていなかったというのは対応が遅すぎると言わざるを得ませんでした。幸いこの工事現場では転倒災害は発生していませんでしたが、これはあくまでも結果論になります。

ということで、改めていわて年末年始無災害運動のチラシの裏面にある重点ポイントと取組事項(=本件チラシの記事2)を見ていただきたいと思います。取組事項から読み取ると、準備期間中のうちにやるべきこととして「転倒危険マップの作成」「注意喚起用品の準備」「積雪・凍結対策の道具類の準備」「タイヤ交換」「防寒具の準備」「除雪機械の点検」「安全教育」などが見えてきます。今シーズン、皆様の職場では早めの対応をしていただき、万全の体制で冬を迎えましょう。

4. 危険感受性を見つめなおしチェック

仕事終わりの時間はもう真っ暗になってきました。そこで気になるのが暗闇での安全確保です。転勤で岩手県内のいくつかの市を見ながら感じてきましたが、夜の歩行者がライトあるいは反射板を使用しているところはほぼ見ません。率を数えたところ、100%あるいは100%に近い率です。奇跡的に高校生が1人使っていた!という程度でした。

皆さんお分かりのように、夜のライトあるいは反射板は、①自分の前方の視界を確保できる、②自分の存在を周囲に知らせられる(=自分の身を守る)、③自動車運転者も周囲の危険に気づきやすく安全運転ができる、があります。手持ちライトがなくても、携帯電話のライト機能も有効です。

薄暮時間帯の災害事例として、勤務終了後の帰宅中の死亡災害が、令和5年1月中旬に宮城県(午後4時45分頃)や数年前に岩手県内(夕方)でも起きています。

冬は、自分の安全意識の状態を自己確認できるいい機会です。意識をもって行動を改善し、安全意識を高めていきましょう。

5. 労働災害の発生状況 (令和5年分(令和5年9月末現在))

- ◆ 令和5年9月末現在の休業4日以上の労働災害発生件数は146人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+22人(+17.7%)となっています。
- ◆ 事故の型別では、「**転倒**」が**41人で全体の28.1%**を占めており、次いで「墜落・転落」と「その他」が各20人、「飛来・落下」と「激突され」と「はさまれ・巻き込まれ」が各11人などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が29人と最多で、次いで保健衛生業が25人、建設業が22人、運輸交通業が17人、商業が14人、接客娯楽業が13人などとなっています。

労働災害事例	
<p>◀製造業▶ ○事故の型：はさまれ・巻き込まれ ○50代男性(経験年数1年未満) ○休業見込み：2週間</p> <p>加工後の木材が流れて受取る側の作業員Aの様子を見ずに、木材を小割りする機械のスイッチを入れてしまったところ、作業員Aが清掃作業中だったため、ローラーコンベアのチェーンに指が巻き込まれた。(指挫創)</p>	
<p>◀製造業▶ ○事故の型：転倒 ○40代女性(経験年数20年以上) ○休業見込み：1ヶ月</p> <p>ラインでの生産中に一旦ラインを抜け、その後急いでラインに戻ろうと急いでコーナーを曲がったところ、足を滑らせて転倒した。(肋骨骨折)</p>	

6. 11月は「過労死等防止啓発月間」です 7. 補助金の申請期限が延長されます

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。過重労働やパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の命や心身の健康が損なわれています。この機会に一度ご自身の労働時間を見つめ直してみましましょう。

この機会に一度、ご自身の労働時間を見つめ直してみましましょう。

11月 「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

0120-794-713

11月1日・2日・3日・6日・7日、過重労働届出受付集中期間です

0120-811-610

厚生労働省 労働政策課 労働基準監督署

転倒災害が今年も増加し、全国での発生件数は10月時点で前年比+2.6%となっており、14次防の初年度から苦しい結果が予想されます。

このため、転倒災害対策に活用できる「エイジフレンドリー補助金」の申請受付期限を、当初10月末予定としていたところ、11月20日(火)まで延長することとなりました。申請方法等はインターネットの「職場のあんぜんサイト」から確認できますので、活用をご検討ください。